

平成13年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成13年12月3日

午前10時15分開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (1名)

9番 松村健一

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	浦口隆	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	阪野輝男

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 7. 議案第31号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第32号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第33号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程10. 議案第34号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程11. 議案第35号 斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例について
- 日程12. 議案第36号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13. 議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担について
- 日程14. 議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程15. 議案第39号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16. 議案第40号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）

) について

日程 17. 議案第 41 号 平成 13 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程 18. 議案第 42 号 平成 13 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程 19. 議案第 43 号 平成 13 年度斑鳩町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について

日程 20. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

日程 21. 承認第 7 号 町長専決処分について承認を求めることについて (斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)

日程 22. 認定第 12 号 町道認定について

日程 23. 同意第 17 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて

日程 24. 報告第 11 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について その 1)

日程 25. 報告第 12 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 13 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 3 号) について)

日程 26. 報告第 13 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について その 2)

日程 27. 報告第 14 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 13 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 4 号) について)

日程 28. 報告第 15 号 平成 13 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更 (第 2 号) について

日程 29. 特別委員会委員の欠員補充の選任について (その 1)

日程 30. 特別委員会委員の欠員補充の選任について (その 2)

日程 31. 議長報告について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時15分 開会)

○議長(小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は定数15名中14名で、定足数に達しております。

なお、松村議員から欠席の通告を受けております。

よって、これより平成13年第5回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

まず初めに、故村中政昭氏のご冥福をお祈りし、黙祷いたします。全員ご起立をお願いいたします。黙祷。

(全員起立 黙祷)

○議長(小野隆雄君) ありがとうございます。ご着席ください。

続きまして、去る11月20日に急死されました同僚議員村中政昭氏に斑鳩町議会議長として、衷心より哀悼の誠をささげます。

あなたは、平成7年に初めて当選されてより連続2期にわたり、斑鳩町議会議員として、町政の発展と住民の福祉向上のために尽くしてこられました。この間、副議長、建設水道常任委員長、都市基盤整備特別委員長など多くの要職につかれ、去る平成10年11月には生駒郡町村議長会会長表彰をお受けになられました。

今、第5回斑鳩町議会定例会を開会いたしました。が、議席番号3番にあなたのお姿は見えません。あの人懐っこい笑顔が今にも入ってこられるような錯覚を覚えてなりません。私もあなたの突然の死でまだ動揺いたしておりますが、あなたがこの世に残された仕事や愛や夢や友情は多くの人たちの胸に生き続けることでしょう。

3番村中議員お疲れさまでした。どうか安らかに永遠の眠りについてください。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成13年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、議員皆様方にはご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本来ならば、この本会議場に元気なお姿で出席されているはずの村中議員さんは、11月20日夜、急にご逝去されました。村中議員さんには、町職員時代の経験も生かされ、これからも町の発展のため、議会人として頑張っていただけのもので期待いたしました。しかしながら、余りにも早くお亡くなりになりましたことには、私といたしまして

も痛恨のきわみであり、惜しみても余りあるものがあります。今はただ心からご冥福をお祈り申し上げるばかりでございます。

さて、このたびの町長選挙におきまして、皆様の温かいご支援によりまして当選させていただきまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

引き続き5期目の町政を担当させていただくことに当たり、政策目標を「人にやさしいまちづくり」を基本理念として、循環型社会の推進、いかるがパークウェイ及び法隆寺線の整備、JR法隆寺駅の改築及び周辺整備、(仮称)総合福祉会館の整備などを掲げさせていただきました。

今後ますます多様化する住民ニーズにも的確に取り組み、歴史と文化が暮らしの中に息づく新しいいかるがの里の実現に向け、初心を忘れず、誠心誠意努力する所存でありますので、議員の皆様方のなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

本定例会に提案いたしております特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について外22議案につきましても、提出させていただいておりますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成13年度も下半期の半ばに差しかかり、諸事業につきましても順調に進捗しており、これもひとえに議員皆様方のおかげでありまして、今後もより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、付議議案の説明は後刻とさせていただきますが、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小野隆雄君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、6番、中西議員、7番、野呂議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から本月20日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月20日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成13年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果についての報告を求めます。6番、中西委員長。

○建設水道常任委員長(中西和夫君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月21日に全委員出席のもと建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案を初め、その他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、まず、流域下水道事業の進捗状況については、竜田川幹線管渠第3号工事「稲葉車瀬の発進基地から割烹まつおかまで」は本体工事が完了し、仮設工等の撤去及び片づけが行われている。

次に、竜田川幹線管渠第2号工事、「西安堵から割烹まつおかまで」については、推進で約1,270メートル進んでおり、進捗率75%となっている。

また、中継ポンプ場築造工事につきましては、鉄筋コンクリート造りの基礎工事に着手しており、約40%の進捗率となっている。

次に、公共下水道事業の進捗については、服部2丁目地内の公共下水道事業第13処理分区第8-2及び第8-3工区について、既存の地下埋設管等を保護、もしくは補修しながらの施工となり、当初11月12日の竣工期日を11月30日に延期し工事を進めている。次に、歴史的環境整備事業であります門前の公共下水道第15処理分区23-1-1工区は、現在北側から本体工事を順調に行っている。

次に、流域下水道と関連する割烹まつおか前の公共下水道の接続につきましては、12月議会に一般会計及び公共下水道事業特別会計の予算の増額補正をお願いし、流量測定施設と公共下水道管の工事を国庫補助を受け施行したいと考え、工事発注については2月初めごろに入札を行いたいと考えているとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、今稲葉車瀬地内で発進基地が解体さ

れているが、今後西側へ工事を延長していくのに、また建て直さなくてはならない。税金のむだ遣いではないかとの質問があり、理事者側より、県から聞くところによると、今回の仮設の建物はリースであり、工期が終わるまでに撤去せざるを得ない。また、今後西側へ行く分については不要な部分もあり、期間も長くなることからリース料の方が高くなるという理由で撤去されているとの答弁がありました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件についてであります。1つは、平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、2つは、平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、3つは、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、4つは、町道認定について、いずれも9月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

続いて、各課所管に関する事項について報告を求めたところ、まず平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、各担当課より所管に関する補正予算の説明がありました。

次に、斑鳩町特別条例の一部を改正する条例については、観光自動車駐車場特別会計を廃止し、平成14年度からは一般会計で経理を行うというもので、委員からは、今の駐車場の現状についての質問があり、理事者側より一定の答弁がされております。

次に、町営住宅整備計画については、旧第2浄水場解体工事を9月16日指名競争入札を行った結果、宮崎建設株式会社と契約を締結し、工期については9月21日から12月14日までの予定で、契約金額は3,780万円である。11月20日現在の解体工事の進捗率は80%である。年内には土地開発基金の所有である第2浄水場跡地の用地買収を行う予定である。今回の住宅建設計画については、3階建て21戸のエレベータつきの形で、高齢者、障害者等にも対応した仕様を考えており、附帯施設については集会所、児童公園、駐車場等について配置を計画しているとの説明がありました。委員より、地元から要望が出ているように、解体後に現地で説明をしていただきたいとの意見がありました。

次に、産業フェスティバルについての報告がされ、委員より、産業フェスティバルの運営、実行委員会の対応等についての意見がありました。

次に、第1浄水場の整備については、9月26日に6社による一般競争入札を行った結果、株式会社大林組奈良営業所が6億2,265万円で落札、工事請負契約を締結し、現在、現場事務所の建設と既設施設の取り壊しに伴う既設施設の切替工事の事前調査の実施

、また地元周辺の対応を図っているところであるとの説明を受けました。

次に、その他委員より意見質疑を求めたところ、小吉田モデル区間の工事に関連して、小吉田地区より要望が出ている町道等の整備についての質疑があり、理事者側より一定の答弁がされております。

以上が、閉会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

。

同じく、閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。13番、喜多委員長。

○厚生常任委員長（喜多郁子君） それでは、厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月20日に全委員出席のもと厚生常任委員会を開会し、継続して調査中の事案等についての審査を行いました。その審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査事案であります（仮称）総合福祉会館整備事業についてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、現在検討委員会の方で審議をしていただくための調査、資料等の作業を進めているところであるとの説明がありました。

本件について質疑を求めたところ、委員より、都市基盤のおくれの中で法隆寺線やいかるがパークウェイを進めていく中では、周辺の土地利用として総合福祉会館を持っていくべきではないのかとの意見がありました。理事者側より、場所の選定についてはこれからの作業であり、都市計画道路周辺の場所は選択肢の一つになると思うが、検討委員会を発足していただくには、理由を示して理解を得る中での委員会再発足となり、かなりの時間を要するものであるとの理解を求められ、当日の審査を終えることにいたしました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件、1つとして、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、2つとして、訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例について、またそれに関連しての施行規則の廃止について、3つとして、平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、4つとして、平成13

年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、5つとして、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。いずれも12月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項として、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管に属するものについては、各担当課より所管に係る補正予算の説明がありました。

次に、乳幼児医療費に係る助成については、現在4歳児未満児の乳幼児の医療の助成をしているところであるが、今後、就学前までの児童を対象に、入院、歯科に係る医療費の助成という形で助成の対象を広げる検討をしているとの報告があり、委員から、助成の対象を広げる中で費用はどれほどと想定しているかと尋ねられ、担当課長より、入院、歯科を合わせて500万円程度を試算しているとの答弁がありました。また委員より、歯科の助成に関しては、虫歯は親の責任であり、その部分を行政がフォローするというのは理解しにくいという意見もありました。

次に、保育所及び学童保育室の安全対策のための工事が完了されたということで、たつた保育園で8カ所、あわ保育園で7カ所、各保育室及び遊戯室に警報装置を設置し、延長保育室にはあわせて警察への非常通報装置の設置を行い、あわ保育園については、インターホン及びネットフェンスの増設工事を行った。また、3学童保育室についても同じく警報装置及び警察への非常通報装置を設置したとの報告を受けました。

次に、その他各委員より質疑意見を求めたところ、国民健康保険の出産費に係る資金の貸し付け事業について、昭和町自治会から請願が出されている集会所建設の経過について、奈良県ごみ広域化計画の進捗について、国民健康保険の短期医療証の交付率が他町と比較して高いことについてなどの質疑が出され、理事者側から一定の答弁がされております。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上が閉会中におけます当委員会の審査の概要であります。

これをもちまして、厚生常任委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします

。

同じく、閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。4番、山本委員長。

○総務常任委員長（山本直子君） それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

閉会中の11月26日、午前9時から、継続審査事案の藤ノ木古墳周辺整備に関すること及び所管事務調査のため、総務常任委員会を開催をいたしました。その審査の概要につきましてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査事案であります藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題とし、担当課長より説明を求めました。

その内容は、11月22日に史跡藤ノ木古墳整備検討委員会が開催されたことの報告であり、当日開催された検討委員会では、平成12年度に実施した石室羨道部の発掘調査及び石室保存工学的調査の報告と、今年度の調査計画案についての検討が行われたとのことであります。石室の現状調査では、代表的な2種類の石材、これは法隆寺の裏山で産出された石材と竜田川付近で産出された石材であります。この代表的な2種類の石材について、物理的試験を実施したところ、法隆寺裏山で産出した石材は、他方に比べると脆弱で、かなり強度が落ちているということでありました。また、石積みの変化については、詳細な測量図と現地確認調査により検討され、石棺のある玄室の石積みはせり出し等があり、定期的観測をする必要のある箇所はあるものの、余り変化を起こしていないのではないかと推定されているとのことであります。一方、羨道での調査については、今すぐ倒壊するような石積みの大きな変化はないものの、石材自体の問題もあって、定期的な観測が必要とされていることと、これに対する保存処置の検討が必要であるとの結論を得たとのことであります。

これらの検討委員会の調査結果から、町としては、今年度実施予定の動態観測調査により、定期的に観測をしていくとのことであります。

また、今年度実施予定の調査についてであります。墳丘の調査と同形式の石室との比較調査が行われるとのことであります。墳丘の調査につきましては、ボーリング調査を実施し石室付近の盛り土の状況と硬度を調べ、石室と墳丘との力学的なデータから、石室の地耐力を調べるとのことです。町としては、早急に各種の調査を実施し、今年度中に整備検討委員会の開催を行い、石室保存修理や整備について検討を重ねたいとのことであります。

以上の説明を受けました後、質疑意見を求めましたところ、委員より、調査はいつまで
に終わられて、どこまでの調査が必要なのか、一日も早い一般公開の体制はいつまでにで
きるのかとの質問がありました。町長より、一般公開するにも、石の関係について調査が
必要だと検討委員会より指摘をされているので、その補強について十二分に検討してい
きたいとの答弁がありました。また、当町の専門技師より、保存工学的調査のめどについて
は、今年度を最終年度として区切りをつけていきたいと考えていること、そしてこれが終
わった後、文化庁、奈良県、検討委員会等で新たな調査の指導があれば、またそれを検討
していくことになるとの考えが示されました。また、長期的な動態観測調査については、
その手法について専門の先生と現在検討中であり、どの程度の精密度をもち、どの程度の
期間をかけるのかについては、これからのことになるが、2～3年は続けていくという方
向で進めていきたいと考えている。ただ、石積みの変化自体が石棺のある玄室の方には及
んでいないということがわかり始めているので、調査結果を待たなければいけないという
内容のものについては軽減できるのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上のような審議、審査を行い、継続審査事案であります藤ノ木古墳周辺整備計画に関
することについて、当日の審査を終了することといたしました。

次に、その他の審査事項についてを議題とし、12月議会定例会に提出が予定をされて
いる議案についてあらかじめ説明を受けることといたしました。

全般にわたって、提出議案の内容を理解するための質疑があったわけですが、説明の内
容並びに説明時に必要とされる要旨の趣旨については、わかりやすく、しかも的を得た説
明で、説明と記載表示が一致されるよう、それぞれの委員より指摘がされたことを受け、
委員会として善処を要請いたしました。

これらの議案については、あらかじめその内容の説明を受けたということで終了をさせ
ていただきました。

続いて、各課の報告事項を議題とし、1、斑鳩町法隆寺消防センターについて、2、斑
鳩町男女共同参画社会推進委員会の審議状況について、3、行政改革推進委員会委員につ
いて、4、公共施設における分煙機設置計画について、5、「人権教育のための国連10
年」斑鳩町行動計画についての報告を求めました。

斑鳩町法隆寺消防センターにかかわってであります。前回委員会において、町の借地に
ついての考え方について明らかにしてほしいとの要請があり、そのことについて町の考え
方が整理をされ、地方自治法では借地権は公有財産に含まれていず、土地の賃貸借契約に

適用される法律については、民法と借地借家法であることや、借地権の契約期間についての説明等が行われました。

それらの説明にかかわって、委員より、消防センターについて50年の定借ということで所有権を町へという働きかけはしないのかとの質問があり、担当課長より、将来的には買い取りも可能だと考えているが、今後、事業を進める中では借地による土地の賃貸借についてもケース・バイ・ケースで考えていく必要があるとの答弁がありました。また、他の委員より、50年という根拠になるのかどうか釈然としない。契約は50年ということで限度にしたらいと思うが、その間に町が財政的な面で可能な限りその期間内に買い取る方向をとるということぐらいはせめて筋としておく方がいいと思うとの意見の表明が行われました。また、他の委員より、今後借地も考えないといけないという先ほどの町の答弁については全く解せないし、基本は買収であり、困難性が起こったときには、あくまでも議会に対してその実情を説明して、了解を求めるくらいの慎重さが必要であるとの意見があり、この点について再度町の見解がただされました。町長より、土地をかっていくという姿勢は当然であり、すべて借地でいこうという考えはない。ただ、なかなか値段的な面で買えないという実情があるが、買う努力はしていきたいとの答弁がありました。

そのほかの報告事項についても、若干の質疑答弁が行われておりますが、ここでは割愛をさせていただきます。

次に、その他について質問を求めましたが、委員より質問はなく、当日の審査は終了することといたしました。

なお、ここで少し時間をいただき、同じく閉会中の11月8日、9日の両日にわたり、総務常任委員会で行いました先進地視察につきまして、若干ご報告をさせていただきたいと思えます。

総務常任委員会では、古墳と資料館についてという視察目的で福岡県桂川町に、また町村合併についてという目的で香川県白鳥町（引田町、白鳥町、大内町合併協議会）の2カ所を計画書にあげ、予定どおり先進地視察を実施をまいりました。

特に、古墳と資料館については、福岡県桂川町にある装飾古墳として大変有名な王塚古墳と王塚装飾古墳館を訪問し、資料に基づきながらふるさと創生資金を活用しながらまちづくり王塚C Iを計画し、町のイメージづくりの中心に古墳をはめ込み、その事業の中心的施設として王塚古墳テーマパークを整備されたことなどを研修させていただきました。古墳の公開の方法や保存の方法であります。公開時期は比較的温度差のない時期を選ん

で年2回行われており、石室内の問題点は水とカビで、そのことから外気とは遮断をされていることを報告として受けてまいりました。また、保存優先か、公開かについては、議論の中で一般公開することに落ちついているということのようでした。保存整備や石室の温度管理のため、気象専門の先生を委員とされるなど、細かい心遣いのご苦労が整備略年表などから説明をされたところであります。

また、町村合併につきましては、先進地視察報告書にまとめてございますので、ここでは省略いたしますが、ご多忙中にもかかわらず快く研修をお引き受けいただき、ご説明をいただきました視察先関係者の皆様に感謝を申し上げ、報告とさせていただきたいと思っております。

以上が総務常任委員会の委員長報告でございますが、詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんをいただければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6、議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程7、議案第31号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第32号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第33号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第34号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第35号 斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例について、日程12、議案第36号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程13、議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担について、日程14、議案第38号

平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、日程15、議案第39号

平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程16、

議案第40号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、日程

17、議案第41号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて、日程18、議案第42号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（

第3号）について、日程19、議案第43号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算

（第2号）について、日程20、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求める

ことについて、日程21、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)、日程 2 2、認定第 1 2 号 町道認定について、日程 2 3、同意第 1 7 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程 2 4、報告第 1 1 号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について その 1)、日程 2 5、報告第 1 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成 1 3 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 3 号)について)、日程 2 6、報告第 1 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について その 2)、日程 2 7、報告第 1 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成 1 3 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 4 号)について)、日程 2 8、報告第 1 5 号 平成 1 3 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更(第 2 号)について、日程 2 9、特別委員会委員の欠員補充の選任について(その 1)、日程 3 0、特別委員会委員の欠員補充の選任について(その 2)、日程 3 1、議長報告について、以上、2 6 議案を一括上程いたします。

これより、施政方針並びに本定例会に付議されました日程 2 9、日程 3 0、日程 3 1 を除く 2 3 議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長(小城利重君) このたびの町長選挙に際しましては、議会を初め町民皆様方の温かいご支援を賜り、おかげをもちまして当選をさせていただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。5 期目の町政を担当させていただくことは、ひとえに議員皆様と町民皆様の温かいご支援、ご協力の賜物のほかなく、重ねて心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今後の町行政を考える上で、2 1 世紀に入り、斑鳩町というより地方行政全体の将来について、3 0 年、5 0 年後を見据えた行政課題は非常に重要であると考えております。

近年までの戦後 5 0 年を振り返りますと、始めは、戦後の国土荒廃をいかに早く復興するかということが最大の課題でありました。

その次の時代は、いわゆる高度成長時代で、経済や生活水準の向上、例えば教育水準をどのように向上するかといった問題や、社会資本や公共施設の整備が課題でありました。

それから後は、常に安定的・成長的な経済情勢により、昨年よりも今年、あのまちよりも我がまちというように、行政資質の向上が課題でありました。

しかしながら、このような状況がここへ来て大きく変わりつつあります。これまでの成長の時代は終わりを告げ、これから先の時代は、経済の冷え込みにより財政運営もさらに

厳しさが増し、また、少子・高齢化が進展し、人口自体も減少していくという、かつて経験したことのない状況を迎えているところであります。

そうしたことから、今後30年、50年後の状況を予測してまいりますと、人が生まれ、育ち、どのような生きがいを持って働き、暮らし、余暇を過ごし、余生を送れるかが大きな課題であり、このことから、今後の行政施策のあらゆる分野において、「人」が重要な意味を持つと考えます。

これからの4年間、国の構造改革や地方改革の推進という大きな動きの中、時代の流れは恐らく想像以上に激動するものと予想されます。町政の運営に当たり、今後なお厳しい財政運営を迫られていくものと予想され、また、地方分権や構造改革が叫ばれる中、広域行政のあり方も各般にわたり盛んに議論されると考えます。

このことから、私は、まずしっかりと足元を固めてまいることが先決と考え、健全な財政運営のもとで活力と魅力に満ち、斑鳩町に住んでよかった、また住みたいと思われるまちづくりの展開がまずもって必要であると思っております。その上に立って、私は、5期目の町政を担うに当たり「人にやさしいまちづくり」を基本理念として、まちづくりの基本施策について7つの目標を掲げて、町民の皆様とともに21世紀にふさわしく、新たな時代の要請に対応できる斑鳩のまちづくりを目指したいと考えております。

それでは7つの目標につきまして、その基本的な考えを申し上げさせていただきます。

1つには、「人にやさしい環境づくり」でございます。

20世紀の人類は大きな経済成長を遂げましたが、それは地球規模での自然破壊と資源の浪費、大量の廃棄の上に成り立ってきました。その結果、地球温暖化や各種の環境問題に直面することになり、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済システムは21世紀では維持できない状況となっております。

このことから、21世紀は環境の世紀と位置づけられ、循環型社会を目指す必要に迫られており、生産・消費・資源化・再商品化・消費という資源循環型へ変えていこうという動きが始まっております。

このため、斑鳩町といたしましても、「混ぜればごみ・分ければ資源」をスローガンに、さらなる資源化の推進と、ダイオキシン類を中心とする重大な環境問題を解決するためにも、さらなるごみ減量化を進め、斑鳩町の恵まれた自然環境や生活環境を私たちの次の世代に引き継げるよう努力してまいりたいと考えております。

本町では、ごみ減量化・資源化を目指すため、昨年4月から分別収集の拡大や粗大ごみ

のリクエスト方式による収集を開始し、10月には可燃ごみ及び不燃ごみのごみ処理有料化を実施いたしました。また、本年4月から粗大ごみの有料化の実施等、ごみ減量化・資源化施策に取り組んでまいりました。

町民皆様のご理解とご協力を得る中で順調に進めさせていただくことができ、その効果もあらわれつつあり、またごみの量も減少してきており、資源化率も向上しております。

しかし、今後、このごみの減少をどう継続させていくかが大きな課題であると考えており、ごみ減量化の継続及び資源化率の向上に向けた新たな効果ある施策を打ち出していく必要があると考えております。その施策の1つが、役場庁舎でのISO14001の認証取得であります。

従来の環境問題といたしますと、大気汚染、水質汚濁などの地域規模での問題でありましたが、最近では、それらの問題に加えまして、温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模の環境問題が年々深刻になってきており、その対策に迫られております。

このため、最近では、大量生産、大量消費、大量廃棄というスタイルを地球環境保全型に変えていこうという認識が広がってきており、民間企業では経営方針に環境保全を位置づけ、その取り組みを行うことが重要な経営課題となっており、地球環境保全型の経営を目指すあかしとしてISO認証を取得する企業がふえております。

このような情勢の中、各地方自治体でもその取得に向けた取り組みが活発化しており、本町も社会を構成する一員として環境保全に取り組むため、できるだけ早く積極的に取り組みを行う必要があると考え、平成14年度中にISO14001認証取得を目指すことといたしました。

ISO14001認証取得は、私も含め職員一人一人が認識を持ちながら、環境保全・改善活動に取り組んでいくという決意を示すもので、まず町がこうした取り組みを積極的に行うことによって、町民や事業者の皆様にも積極的に環境保全・改善活動に取り組んでいただけるものと考えております。このため、ISO14001認証取得に向けて努力してまいりたいと考えております。

2つには、「人にやさしい道づくり」でございます。

まず、まちづくりの骨格をなす道路整備についての考え方であります。主要幹線である国道25号の交通渋滞は依然として著しく、交通渋滞を避けるため、本来生活道路として人が行き来する住宅地内にも多くの通過交通が発生し、交通安全上支障を来しております。また、集落内の道路は狭隘なため、救急や防災面での課題もあり、早急に抜本的な交通

体系の整備を図り、必要な安全対策、防災対策を講じていかなければならない現状にあります。このため、いかるがパークウェイや都市計画道路法隆寺線などの幹線道路網の整備促進に鋭意努力するとともに、道路整備5カ年計画等により生活道路の整備改善に努めているところであります。

なお、懸案であります「いかるがパークウェイ」事業につきましては、議員皆様には、さきの9月定例会におきまして、本事業の整備促進に関する意見書を議員提案により採択をいただきますとともに、国土交通省近畿地方整備局及び国土交通省奈良国道工事事務所あるいは本県選出の国会議員の方々への陳情、面談活動を精力的に展開していただきましたことに対しまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

町といたしましては、当面、小吉田モデル区間の早期の完成を強く要請し、いかるがパークウェイ全線における道づくりのモデル的整備としてPRできるよう努め、町民皆様方のご意見、ご理解を賜り、斑鳩の里にふさわしいまちと道が一体となった整備を推進しながら、早期の全線完成に向けて鋭意努力をしまいたいと考えております。

また、これらの道路整備に当たっては、斑鳩固有の歴史的風土と自然環境を大切にしながら、歩行者空間の確保や防災面からも潤いとゆとりのある道として整備してまいる考えでございます。

また、幹線道路と生活道路との連続性に配慮した道づくりを進めることにより、通勤、通学、買い物、散策など、歩行者の通行に配慮した道路交通ネットワークをあわせて図り、安全性や快適性にも十分配慮した歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化を積極的に推進し、高齢者や障害者などだれもが安心して通行できるよう、「人にやさしい道づくり」としての道路環境を整えてまいりたいと考えているところであります。

3つには、「人にやさしい駅づくり」でございます。

JR法隆寺駅につきましては、ご承知のように町内唯一の鉄道駅であり、本町の玄関口でもあります。また、一定の商業機能が集積し、多くの人が集まり、移動するといった複合交通拠点地域となっております。しかしながら、現在の駅前及び周辺の状況を見ますと、駅前広場として十分な空間がなく、駅前に連絡する幹線道路や周辺の歩行者動線も狭隘かつ未整備で交通安全上問題となっており、かねてから駅前及び周辺整備に努力してきたところであります。

しかし、駅前及び周辺整備においては、複雑に各種事業が関連した総合的な整備であることから、事業の進展が見えてこないという現状にあります。そうした状況下にあつて、

J R法隆寺駅周辺整備に対する多様な町民ニーズが急速に高まってきており、殊に、駅舎改築によるエレベーターの設置など交通バリアフリー化について、町民皆様の要請が日々強くなってきております。

このことから、駅舎改築とあわせた自由通路整備を最優先すべきとの判断をいたしまして、平成17年の完成を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

また、J R法隆寺駅へのアクセス道路も必要であります。当駅を中心として障害者や高齢者など町民のだれもが日常生活における移動に支障を感じないようなアクセスの確保など、バリアフリー化の充実に努め、「人にやさしい駅づくり」に邁進してまいりたいと考えております。

4つには、「人にやさしい福祉のまちづくり」でございます。

少子・高齢化が一層進む中、子どもから高齢者まで、だれもが温かい触れ合いの中でお互いに助け合いながら自立した生活を営み、安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」に努めてまいりたいと考えております。

介護保険の円滑な運営やバリアフリーの観点に立った福祉サービスの展開など、高齢者や障害者の自立、社会参加の積極的な支援を図り、安心して子どもを産み育て、そして子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

さらに、小地域福祉会やボランティア活動を行っていただいている団体に対し、町も積極的にその活動を支援し、地域福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

そういったことから、これら福祉サービスや相談の拠点施設として、(仮称)総合福祉会館の整備について検討してきたところであります。しかし、先般、議員皆様からいろいろとご意見を賜ったところであり、今後、賜ったご意見等を踏まえながら、建設用地を含めさらに検討を加え、町民のニーズに沿ったサービスが提供できるような施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

5つには、「健康に暮らせるまちづくり」でございます。

少子・高齢化社会の到来を踏まえ、国では、21世紀における健康づくり運動の指標として「健康日本21」を策定し、すべての国民が健やかで心豊かに暮らせ、活力ある社会とするために、従来にも増して健康づくりを推進し、特に生活習慣病の発病を予防することに重点を置く対策を推進することにより、いつまでも元気で長生きという健康寿命の延伸等を図っていく取り組みを推進されております。

奈良県におきましても、「健康なら21」が策定され、また本町においても、健康寿命

の延伸と活力ある地域づくりを目標に、町民の健康課題を分析し、一人一人が健康に暮らせるまちの実現のために、「健康いかるが21」の策定に取り組んでいるところであります。

町民が健康づくりを楽しく継続して実践できるためには、みずからの健康づくりに関心を持つことが大切であると考えております。

町といたしましても、健康づくりに関する情報をわかりやすく提供し、健康づくり運動を総合的・効果的に推進するため、保健・医療・福祉など関係機関との幅広い連携を密にし、協力体制を整えていくことが健康づくりの実現につながると考えております。また、近年、保護者間交流も希薄になり、育児不安、ひいては虐待が起り得る状況の中、親と子の心の健康についての関心も高まっており、大きな社会問題ともなっております。妊娠・出産・育児を通して、人間として成長しながら親子が豊かな人生を送れるよう支援する環境づくりを整えていくことが大切だと考えております。

このことから、既存する母子保健計画、エンゼルプランを見直し、安心して子育てができる体制を整えるため、「すこやか親子21」の策定にも取り組んでまいり予定であります。

これら乳幼児から高齢者までが健康に暮らせるため、保健センターを拠点として、それぞれの保健事業の実施に当たりましては、社会的変化とともに、多様化、高度化してきている住民ニーズにこたえながら、行政も町民と一体となって、生き生きと「健康に暮らせるまちづくり」を推進してまいりたいと考えております。

6つには、「歴史的遺産に親しめるまちづくり」でございます。

本町は、世界文化遺産に登録された法隆寺や法起寺、また史跡藤ノ木古墳を初め、数多くの貴重な歴史的・文化的遺産に恵まれております。このような国民共有の財産であります歴史的文化的遺産の保存と活用は、単に文化財保護という観点にとどまらず、斑鳩町のまちづくりという観点からも重要な意義を持つものと考えております。

これら豊かな文化財や古代からの遺産を保全・継承するとともに、観光とまちづくりが一体となった活用を行い、斑鳩の歴史文化を多方面に情報発信していくことが求められております。また、地域住民に親しんでいただき、歴史を身近に感じられるまちづくりを推進していくことも重要であると考えております。

特に、史跡藤ノ木古墳は、多くの人々に文化財に対する関心を与えました。この貴重な遺跡を保存し、後世に伝えていくことは、今に生きる私たちに課せられた責務と言えます

。このため、保存・公開を前提とした石室の調査を現在進めております。今後、この石室や墳丘等の整備を行い、町の貴重な歴史的遺産に親しんでいただける整備を推進してまいりたいと考えております。

また、本年、国の史跡の追加指定を受けました史跡中宮寺跡につきましては、地権者の方々のご理解とご協力をいただく中で、公有化に向けた協議を国、県と行ってまいりたいと考えており、町民の皆様が集い親しまれる公園整備を進めてまいりたいと考えております。

さらに、現在、範囲確認のための発掘調査を進めております駒塚古墳や上宮遺跡など、町内に点在する歴史的・文化的資源を人々に広く公開し、活用を図ることは、本町の特性を生かしたまちづくりの形成には不可欠であり、これらについても推進してまいりたいと考えております。

7つには、「町民に開かれたまちづくり」でございます。

私は、日本の組織の中で最もたくさんの情報を持っているのが行政であると考えております。

こうした行政の扱う情報量は、コンピュータ化の進展により、ますます増大しております。こうした中、行政情報に対する町民の関心は従来にも増して高いものとなってまいりましたが、その一方で、行政情報の透明性が不十分であるとのこと指摘もございます。

町民の情報がどのように使われ、どのように処理されて具体的な施策決定に及んでいるのか、その過程も含めて、ガラス張りにしようというのが情報公開という制度の根本にあると考えます。その意味で、情報公開制度は、民主主義という骨組みを支える重要な制度であると言えます。

私は、この制度により、町側も安心して情報を提供でき、そのことにより行政の透明度が高まり、町民だけでなく町にとっても大きなメリットがあるのではないかと考えております。

情報は町民みんなのもの、そして町民と行政が共有していくものだという意識のもとに、開かれた町政実現のため、積極的な情報の公開を推進してまいりたいと考えています。

次に、新たな21世紀の町政を創造するにふさわしい「柔軟な行政体質」の構築に向けて、行財政システムの改革に取り組んでまいります。

中でも、行政評価は、時代の変化を踏まえ、より質の高い行政サービスを効率的に提供していくために、町職員の意識改革と成果重視の町政への転換、施策、事業の不断の見直

しを着実に進める有効な手段であると考えているところであります。

行政が何をしたかだけでなく、町民生活にどのような成果が得られたのかという視点から、町民にわかりやすい形で施策や事務事業の目標と結果を示し、その達成状況を検証、評価するという不断の見直しの仕組みづくりに向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、財政状況の公表についてでございますが、すでにバブル経済の時代以前のような右肩上がりの経済状況は望みにくく、今後も厳しい財政状況が続くことが予測されます。しかも、少子・高齢化などの社会情勢の変化は、行政需要の一層の増大と多様化をもたらしています。こうした状況に的確に対応し、将来にわたる町民の福祉の向上を目指して、平成12年度に町は第3次斑鳩町総合計画を策定しましたが、限られた財源をいかに有効かつ適切に活用するかが最大の課題となっています。

そのため、町政の全般にわたってこれまで以上にコスト意識を徹底させ、「町民の提供した税金を一円たりともむだに使わない」ことを徹底してまいりたいと考えております。同時に、税金を行政にむだに使わせないという感覚を町民とも共有するため、行政サービスのコスト、税金の使い方について町民が関心を寄せることができる情報提供を一層進めてまいりたいと考えております。

以上が、7つの目標に対する基本的な考え方でございます。

次に、市町村合併につきまして私の考えを申し述べたいと思います。

現在、市町村合併につきましては、国と都道府県の取り組みが進み、議論が広がりを見せ、全国的には幾つかの合併協議会が設立され、また設立に向けた取り組みもされています。奈良県においても、当該地域で想定される合併パターンを示し、地域懇談会を開くなど、合併に向けた取り組みが行われています。

これらの背景には、まず、一般世論として、市町村合併すべきであるという声が国民や民間企業から上がっております。そこには、現状の市町村に対する根深い不信感と、不況の中で多くの企業が厳しいイストラを経験する中で、「なぜ、役所だけが安閑としてられるのか」という素朴な反発もあるかと思えます。

また、現在、地方分権社会への対応が急務となっており、地方行政の機能強化が緊急の課題となっています。

さらに、国・地方を通じて財政危機の時代を迎えており、今までどおりに手厚いサービスをしていくということが、次第に難しくなると予測されます。そうなる前に、限られた財源を有効に使うためには、市町村合併によりむだな財政支出を極力避けるべきであると

の考えがあると思います。

こうしたことから、世論、財政状況等などの問題をかんがみますと、合併に消極的になる理由は何もなく、地域の発展のために必要であると考えています。

しかしながら、一方では、市町村合併は、役所をどうするのかも大きな論点となることから、地方政治に直接影響する問題でもあります。そうすると、市町村合併を議員や首長の選挙に直接絡めることも、時には避けられないと考えられます。それだけに、市町村合併とは、地域に影響を与える重い課題であり、それゆえに地域住民や議会の意識形成や意志統一も重要であり、今後は、住民の動向を慎重に見きわめながら合併を推進してまいりたいと考えています。

また、議会におきましても、この提起に正面から活発な議論を行っていただき、ともに歩んでくださるようお願い申し上げます。

公明で公正でわかりやすい町政を進めるため、町民の皆様と行政がさらによりよいパートナーシップを発揮し、町民の英知が集結されたまちづくりの姿を目指してまいりたいと考えております。このため、今まで以上の責務を肝に銘じ、公正無私を基軸に、有事決断、率先実行に向け粉骨砕身努力をしていく所存でございます。議員皆様には、今後とも何とぞ今まで以上のご厚情、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

続きまして、町が直面している重要施策や諸課題について、現在の状況につきましてご説明申し上げます。

まず最初に、「いかるがパークウェイ」事業についてであります。国土交通省によって平成11年度から開始されました小吉田モデル区間について、地権者を初め地区周辺関係者のご理解とご協力を得て、本年7月末までに用地買収を完了していただき、早期の工事着手に向け取り組んでいただいているところでございます。また、他の地域においても地権者の買い取り要望にこたえていただき、数件について事業用地として買収されたことなど、事業進捗に飛躍的な転換期を今日迎えることとなったわけであります。

今後におきましても、町域東西の都市軸として、また幹線道路としての重要性にかんがみ、事業主体であります国土交通省に対する要望活動や事業促進活動をなお一層推進してまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備であります。いかるがパークウェイへのアクセス道路として、また幹線道路とのネットワークを図る町域南北の都市軸としての重要な位置

づけにあります。平成10年度に事業着手して4年目となりますが、小吉田地区において町道401号線（服部道）からいかるがパークウェイとの交差部までの道路造成工事がおおむね終了し、いかるがパークウェイ小吉田モデル区間と連動して供用開始を目指しております。また、龍田地区におきましても約50メートルの区間の工事に着手し、道路の形が目に見えてきております。今後も予定区間の早期完成に向けて、精力的に用地交渉や工事を進めていく所存であります。

次に、歴史的地区環境整備街路事業であります。本事業は、歴史遺産を活用した斑鳩らしい景観の創造を目指し、平成8年度にはJR法隆寺駅から法隆寺裏山を含め、法輪寺、法起寺までを入れた区域を対象地域として、地区整備構想の策定に着手し、法隆寺を核とした周辺地域の住環境や歴史景観の改善、向上及び交通アクセス、特に歩行者が通行されるルートに重点を置いた整備を図ることといたしております。

現在、史跡藤ノ木古墳や歴史的な街並みが現存しており、歴史、文化、観光のいずれの面からも整備が急がれる西里地区において、都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の街路整備事業に取り組んでいるところであり、本年度は総延長約530メートルのうち約160メートルを施工中であり、あわせて、この道路整備に伴い、電線類の地中化の調査設計を行っているところであります。本道路計画では、地元の生活道路として地域の生活環境の向上を図り、また観光客の散策ルートとして観光客を適正に誘導することとしており、歩行者と車両の両方が安全に通行できる歩車共存型の道路として整備するとともに、自然色アスファルト舗装や自然石を利用した側溝など、周辺景観、環境になじんだ整備手法を取り入れて進めているところであります。

次に、町営住宅の建設についてであります。町営住宅につきましては、住宅に困窮されている町民の方に対し、低廉な家賃で住宅に入居していただくため、昭和28年から34年にかけて建設し、以後その施設の維持管理に努めてまいりました。近年、老朽化が進み、龍田地区の長田団地、追手団地2については、昭和63年から平成6年にかけて66戸の整備を完了したところであります。

しかし、残りの既存施設であります五百井団地、興留団地、興留東団地、正隆寺団地の4団地が未整備であることから、建替事業を進めるため、平成12年度において、住宅整備の基本計画となる「斑鳩町町営住宅ストック総合活用計画」を策定し、町営住宅の最終整備戸数を150戸と定めたところであります。

本計画に基づき、第1期目整備対象団地の五百井、興留団地については、現有施設での

建てかえは非常に難しいことから、旧水道第2浄水場跡地に決定したところであります。本年度につきましては、近隣自治会に対する説明会を実施して、地元住民の方々のご意見を伺いながら事業を進めているところであります。現在、旧水道第2浄水場施設の解体工事もほぼ完了し、用地買収及び住宅建設工事の実設計に取り組んでいるところであり、来年度から2カ年計画で、高齢者等に配慮した3階建て21戸の住宅建設に着手してまいりる予定であります。

次に、高齢者福祉、介護保険についてであります。11月1日現在、要介護認定者は、566人であります。要介護認定者は徐々に増加しており、介護保険の給付も次第に増加している状況にあります。10月からは、65歳以上の方の保険料が本来の徴収金額になったところでありますが、保険料負担に見合う介護サービスの提供に努め、制度の円滑な運営に資するよう努めているところであります。今後は、これまでの給付実績を踏まえ、また他市町村の実施状況等も研究しながら、介護保険事業計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

一方、介護保険の対象者とならない高齢者、あるいは介護保険以外のサービスについては、一般高齢者福祉施策として実施しているところでありますが、高齢者がその地域で、その家庭で、少しでも自立した生活を営んでいただけるよう、日常生活の支援に努めるほか、介護家族の負担を少しでも軽減できるようその支援にも努めるなど、より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。さらに、元気な高齢者が、いつまでも介護の必要がなく、また要介護となってもそれが重度になっていかないよう、福祉と保健が連携を持って介護予防サービスを実施しており、これらについても一層の展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業についてであります。国の新たな政策大綱に基づき、稲作の安定化対策及び計画的生産の推進等による制度の改善を柱とした緊急生産調整推進対策が決定されており、昨年と同様、奈良県農業協同組合と一体となって取り組んでいるところであります。

特に、中核的担い手農家の育成を図るため、農用地の利用集積等を促進し、足腰の強い農業、農村づくりを促進したいと考えております。また、これらを促進するため、土地基盤の整備が不可欠であると考え、土地改良事業にも取り組んでいるところであります。

。

本年度の農道整備の状況でございますが、昨年に引き続き高安地内におきまして、県単独土地改良事業として延長300メートルに着手し、また国の臨時経済対策事業として、

三井地内での延長200メートルにつきましても早期完成に向けて施工しているところがあります。

次に、教育についてであります。学校教育におきましては、本年6月に起こりました大阪教育大学附属小学校の児童殺傷事件を教訓といたしまして、学校の危機管理が大きくクローズアップされてまいりました。本町におきましても、学校、幼稚園の危機管理に係る統一マニュアルを作成いたしますとともに、各学校、幼稚園においてそれぞれの実情に合った危機管理対策を講じており、またさきの9月定例会において議決していただきました補正予算によりまして、各小学校、幼稚園への監視カメラ及び警報装置の設置を11月中に完了いたしております。今後は、これらの設備による管理を含めた危機管理対策を各学校・幼稚園において再構築していただくことにいたしております。

来年度から学校の完全週5日制が実施され、学校教育、地域教育、家庭教育のそれぞれが果たさなければならない役割と機能を踏まえ、心豊かで思いやりがあり、社会性を持った子どもたちを地域ぐるみで育てていくことが必要であると考えております。

学校教育では、来年度から実施されます新しい学習指導要領に基づきまして、「自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え主体的に判断し、行動することにより問題をよりよく解決する能力」や、「他人を思いやる心や感動する心と豊かな人間性とたくましく生きるための力」を育成するとしております。

子どもたちに、各教科における基礎・基本を身につけさせ、総合的な学習の時間では、みずから学び、みずから考え、主体的に学習する力、そしてたくましく生きる力を育成するため、支援してまいりたいと考えております。

また、少人数学級への取り組みにつきましても、主要教科での少人数編成での学習等、国の方針を受けまして、県でも種々計画的に取り組んでいただくこととなりますが、当町でも早期に達成されますよう、県に対しましてお願いしてまいりたいと考えております。

こうしたさまざまな新しい取り組みの中におきましても、不登校や生徒指導につきましても、まだまだ課題が残されていくと考えられます。各学校現場では、これまで培われてきた経験に基づきさまざまな取り組みを行っており、幸いにも当町におきましては大きな問題にまでは発展しておりませんが、今後ともこの課題につきましても、教育相談活動を初め、関係諸機関との連携を密にしながら、課題の解決に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、公共下水道についてであります。流域下水道竜田川幹線工事及び中継ポンプ場

築造工事につきましては、順調に工事が進められており、平成18年度には浄化センターから生駒市までの全線が完了できる見込みであります。

また、本町の公共下水道工事につきましても、本年度、服部2丁目及び法隆寺西1丁目の一部におきまして、約10ヘクタールの面的整備を行うことにしており、現在、すべて工事を施工中であり、平成13年度末には約78ヘクタールの整備が完了する予定であります。

なお、平成16年度中には一部の区域で供用開始ができることを目標に、下水道関係条例等の整備に取り組んでおり、議員皆様にもご相談申し上げながら事務的な手続を進めてまいりたいと考えております。また、町民の皆様には公共下水道について十分ご理解をいただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業につきましては、近年の水需要は伸び悩みの傾向にあり、平成12年度においては、大口需用だけでなく一般家庭用も減少しております。こうした現状を踏まえ、今後も健全な経営のもとに、町民皆様の理解を得ながら、高度浄水のための施設整備等に取り組んでまいりたいと考えており、現在施工中であります第1浄水場整備工事もその取り組みとして行っているものであります。

この第1浄水場の整備状況は、本体工事につきましては、平成13年9月26日に入札し、株式会社大林組奈良営業所が6億2,265万円で落札いたしました。工期は平成13年10月2日から平成15年3月25日で、現在、地元説明が終了し、浄水場内の電気切替工事及び既設配管の切替工事を行っております。平成15年度供用開始に向け、水道事業の基本理念である安全な水道水の安定供給のため、慎重に工事を進めてまいりたいと考えております。

最後に、行政改革についてであります。平成8年に平成12年度を目標年次とする第2次行政改革大綱及び実施計画の策定を行い、改革に取り組んでまいったところであります。その成果につきましては、既に担当常任委員会でご報告申し上げているところでございますが、次期の行政改革大綱の策定に向けて、その取り組みを進めているところであります。

以上、主要な施策とその方針について申し述べさせていただきました。

いよいよ地方の時代が始まります。このようなときにこそ、真に市町村の力量、才覚が試される重要な場面であると心新たに深く認識しているところでございます。こうしたことを念頭に、議員皆様並びに町民の皆様とともに、積極的なまちづくりの展望を開いてま

いたいと考えておりますので、議員皆様の重ねてのご理解、ご支援を賜りますことをお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

続いて、それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町都市計画審議会の委員報酬について、今後における審議会の開催回数を見据える中で、その実情に合わせて、年額支給から日額支給に改正するものであります。

次に、議案第31号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、去る11月21日可決成立し、11月28日に公布されました。当町といたしましても、国家公務員に準じて給与改定を行うものであり、改正内容といたしましては、本年も基本給の引き上げはないものの、基本給の官民格差に見合う年額相当額を、諸手当の特例一時金として一律3,756円を支給しようとするものであります。また、期末手当に係る支給率の改定につきましては、国に準じて12月期の支給率を減ずる改正を行うことから、事務処理の日程上やむを得ず専決処分をさせていただいており、後で提案いたしております承認第7号でご説明を申し上げますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第32号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成13年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、平成14年度以降の課税に係る部分につきまして改正を行うものであります。

その主な改正点であります。最近の経済情勢を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進の観点から、個人住民税において、長期所有上場株式に係る譲渡所得控除の創設と、商品先物取引による所得に対する個人住民税の申告分離課税制度の創設であります。

次に、議案第33号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成13年度において、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部が改正され、商品先物取引に係る所得は申告分離課税とされることになったため、当条例の一部を改正する

ものであります。

次に、議案第34号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。

斑鳩町観光自動車駐車場特別会計では、格別の事業も実施しておらず、その収支の内容は極めて単純化しており、あえて特別会計にする必要もなく、一般会計で経理するのが合理的であると考え、この際、斑鳩町観光自動車駐車場特別会計を廃止し、平成14年度から一般会計で経理を行うこととし、当条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号 斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例についてであります。

生涯福祉の一環として、平成9年6月から斑鳩町訪問看護ステーションを設置し、在宅医療を推進してまいりました。

また、広域行政を推進する中、平成11年8月1日に、三室休日応急診療所において、みむろ訪問看護ステーションが開設され、2年数カ月にわたり、この2カ所において在宅福祉の向上に努めてきたところであります。

現在では、みむろ訪問看護ステーションの訪問看護事業も充実してまいりましたので、みむろ訪問看護ステーションに利用者を移行し、平成14年3月31日付で、斑鳩町訪問看護ステーションを廃止するものであります。

次に、議案第36号 斑鳩町の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が11月21日可決成立し、11月28日に公布されたところでありますが、当町においても国の改正に準じて企業職員の給与条例を改正するもので、議案第31号でご説明申し上げました内容と同じく、特例一時金を支給するための改正を行うものであります。

次に、議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてであります。

原告待野寛氏は、平成12年7月11日付で、斑鳩町損害賠償請求事件（平成12年（行ウ）第15号）として、都市計画道路郡山・斑鳩・王寺線の土地取得について、斑鳩町土地開発公社が先行取得した土地に対し、町が買い戻しに要した費用と（旧）建設省への売却価格との差損が生じたことを内容とし、小城利重、芳村是、中永堯美の3名を相手に、損害賠償に係る住民訴訟を提起されました。

被告小城利重外2名は、弁護士である國久眞一氏へ一切の件を代理委任し争っていたところ、平成13年10月3日に判決が言い渡されました。その判決は、原告の請求をいず

れも棄却し、訴訟費用は原告の負担とする内容であり、被告の勝訴でありました。 被告小城利重氏外2名は、弁護士國久眞一氏へ平成12年9月26日に着手金といたしまして115万5,000円を、また平成13年11月14日に成功報酬金といたしまして147万円を支払っており、この事件についての弁護士報酬の合計は262万5,000円であり、この斑鳩町損害賠償請求事件について、平成13年10月25日付の奈良地方裁判所の証明書により被告小城利重外2名の勝訴が確定したことから、支払った弁護士報酬を町が負担することについて、地方自治法第242条の2第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,969万円を減額し、歳入歳出それぞれ84億7,205万2,000円とするものであります。

その主な補正の内容であります。まず、歳入予算についてであります。

第1款町税、第1項町民税で、現下の厳しい経済・雇用情勢の影響により、個人・法人合わせまして3,100万円の減額補正を行うものであります。

次に、第10款分担金及び負担金、第2項負担金で、管外保育児童の増加により、保育園保育料について45万4,000円を増額補正するものであります。

第12款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、保育所運営費負担金、児童手当の支給に係る負担金及び保険基盤安定負担金の国庫承認の増額により、民生費国庫負担金を1,024万6,000円増額し、第2項国庫補助金については、歴史的地区環境整備事業費補助金及び公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金が、所要事業費の減に伴いそれぞれ減額となるものの、法隆寺線整備事業に係る緊急地方道路整備事業交付金が国庫承認の増額により2,750万円の増額となったことから、土木費国庫補助金で980万2,000円の増額補正を行い、教育費国庫補助金では幼稚園就園奨励費補助金で36万6,000円の増額補正を行うものであります。また、第3項国庫委託金では、国民年金事務及び児童手当事務に係る交付金が追加交付されることから、民生費国庫委託金で38万5,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第13款県支出金では、第1項県負担金で、県民税の取り扱いが減少する見込みから、県負担金59万円を減額し、また民生費県負担金では、国庫負担金と同様の事由により、681万7,000円を増額補正するものであります。

第15款寄附金では、斑鳩宮造営1400年記念事業としてご寄附いただきました203万円、福祉基金としてご寄附いただきました10万円をそれぞれ増額するとともに、歳出予算において所要の予算補正を行うものであります。

第19款町債では、土木債で、公営住宅建設事業債が国庫補助金と同様の事由により290万円の減額、また歴史的地区環境整備街路事業債が追加承認される見込みから180万円の増額、また消防債については、防災まちづくり事業債で、対象事業費の減により2,720万円の減額補正を行うものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。給料及び職員手当等の職員人件費につきましては、4月に実施しました人事異動及び期末手当等に係る給与条例改正に伴う補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいております。

人件費以外の主な内容につきましてご説明させていただきます。

第2款総務費では、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、先ほど議案第37号においてご説明いたしました住民訴訟に係る弁護士報酬の補助金262万5,000円の増額、また第2項徴税费、第2目賦課徴収費で、町税償還金の増加が見込まれることから、償還金107万7,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、出産育児一時金の増に伴う国保出産育児一時金繰出金及び普通交付税の確定に伴う国保財政安定化支援事業繰出金の増加等により、国民健康保険事業特別会計への繰出金939万4,000円を増額、第2目国民年金事務取扱費については、国民年金情報提供パソコン設置経費35万円の追加補正を行うものであります。

第3目老人福祉費では、老人保健医療費の増加により、老健医療費分繰出金350万円の増額、第8目国民健康保険医療助成費で、基盤安定繰出金585万5,000円の増額を行い、そして第13目介護保険事業繰出費については、介護保険職員給与費等繰出金29万3,000円の減額補正を行うものであります。

第2項児童福祉費、第2目児童手当費では、児童手当制度の周知等、事務費及び児童手当給付費の増により154万4,000円の増額補正、第3目保育園費については、賃金で、産休代替えに伴う臨時保育士の増員により52万円、管外保育児童の増により管外保育委託料2,019万7,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第9目環境対策費で、ISO14001の認証取得に向け、職員研修業務等に要する経費170万円を追加補正するものでありま

す。

次に、第7款土木費では、第3項河川費、第1目河川総務費で、河川等のしゅんせつに係る土砂処理量がほぼ確定したことから、120万円の減額を行うものであります。また、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費では、法隆寺線整備事業に係る国庫補助金の承認の増額により、用地取得費5,000万円の増額補正を行い、第2目公共下水道費では、国の補正を受けて実施する事業費の増加等により、公共下水道事業特別会計への繰出金398万9,000円を増額補正するものであります。

第7目景観保全対策事業費では、都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の整備工事費が減額となる見込みから、2,400万円を減額し、第5項住宅費、第2目住宅整備費で、設計等の委託料が減額となる見込みにより、929万4,000円を減額補正するものであります。

次に、第8款消防費では、第1項消防費で、斑鳩町法隆寺消防センターの整備事業費の減額により、2,480万円の減額補正を行うものであります。

次に、第9款教育費では、第1項教育総務費、第3目私立学校振興費で、私立幼稚園就園奨励費補助金289万5,000円の増額補正を、第2項小学校費、第2目教育振興費では、要保護・準要保護対象児童数が増加する見込みから、要保護・準要保護児童給食費援助費68万円の増額補正を行うものであります。

また、第3項中学校費、第3目保健体育費及び第4項幼稚園費、第1目幼稚園費では、臨時職員の採用に伴う基本賃金の変更等による所要額の補正をそれぞれ行うものであります。

第5項社会教育費、第6目図書館管理運営費では、臨時職員の1名増加に伴う所要額287万6,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第11款公債費では、町債利子償還額の確定に伴い、1,181万8,000円の減額補正を行うものであります。

最後に、第12款予備費については、今回の補正に要します財源として2,727万1,000円を各事務事業に充当させていただき補正を行うものであります。

次に、議案第39号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,133万8,000円を増額し、総額を18億8,173万2,000円とするものであります。

歳入では、第2款国庫支出金のうち、療養給付費負担金では、一般被保険者に係る医療費の支出増に伴います1,044万4,000円の増額、老人保健医療費拠出金負担金では、拠出金額の確定に伴います470万1,000円の増額、第3款療養給付費交付金の現年分で退職被保険者に係ります医療費の減によります2,438万8,000円の減額と、過年度精算分で3,178万5,000円の増額で、差し引き739万7,000円の増額、第7款繰入金であります。保険基盤安定負担金の確定によります585万5,000円の増額、人事院勧告による給与条例改正等に伴います人件費で1万1,000円の減額と、出産育児一時金では出生数の増によります300万円の増額、交付税算入額の確定によります財政安定化支援事業繰入金640万5,000円など、一般会計からの繰入額で合計1,524万9,000円の増額、第10款連合会支出金では、介護円滑導入給付金として354万7,000円を受け入れるものであります。

一方、歳出では、第1款総務費の一般管理費及び賦課徴収費で、人事院勧告による給与条例改正に伴う人件費等で1万1,000円の減額、第2款保険給付費では、一般被保険者に係ります医療費で2,611万2,000円の増額と、退職被保険者に係ります医療費で2,951万2,000円の減額であります。また、出産育児一時金では、450万円の増額補正であります。

第3款老人保健拠出金では、平成13年度の拠出金の確定に伴います1,636万5,000円の増額であります。

第4款介護納付金では、納付金の確定に伴い627万5,000円を減額補正するものであります。

第8款諸支出金では、平成12年度の療養給付費負担金超過交付分の返納金といたしまして、1,504万3,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第9款予備費では、歳入歳出差引額の余剰金として1,511万6,000円を予備費に留保する補正を行うものであります。

次に、議案第40号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,000万円を増額し、総額を22億6,825万2,000円とするものであります。

歳入では、第1款支払基金交付金で4,900万円、第2款国庫支出金で1,400万円、第3款県支出金で350万円、第4款繰入金で350万円を受け入れることでそれぞ

れ増額補正をするものであります。

一方、歳出では、第2款医療諸費で7,000万円の増額補正を行うものであります。

次に、議案第41号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,268万2,000円を増額し、総額をそれぞれ10億3,518万2,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金で1,900万円、諸収入で、消費税の確定に伴う還付金の増で69万3,000円、町債で1,900万円、繰入金につきましては、歳入歳出の差し引きから、歳入不足分として一般会計繰入金398万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳出につきましては、公共下水道事業費で、人事異動及び人事院勧告による給与条例改正に伴う人件費の補正により65万2,000円、流域下水道との接続部の工事請負費で3,770万円、補償補填費で230万円、公債費で金利の確定に伴います償還金利子で203万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第42号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。人事院勧告によります給与条例改正及び人事異動に伴う人件費等の補正をお願いするものであります。

次に、議案第43号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴う人件費等の補正をお願いするものであります。

次に、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてであります。山下勉氏の任期が平成13年11月30日を持って満了となったことから、その後任に、山中眞悦氏を推薦することについて意見を求めるものであります。

次に、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）であります。

議案第31号の給与条例の一部改正議案のところでご説明いたしましたが、国家公務員の給与法改正に準じて当町職員の給与条例を改正することから、本年12月期の期末手当の支給につきましては減額となる改正であります。

改正内容は、12月期の期末手当の支給率を100分の160から100分の155に引き下げる改正をするもので、支給日が12月10日であることから、やむを得ず11月

30日付で専決処分をさせていただきましたので、温かいご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、議員皆様方を初め、町三役、教育長及び企業職員の期末手当に係ります支給につきましても、当条例により改正されます支給率に準ずることとなっておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第12号 町道認定についてであります。開発行為道路及び位置指定道路として寄附を受けた6路線につきまして、町道認定をお願いするものであります。

次に、同意第17号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の慧上幸男氏の任期が平成13年12月21日に満了することから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その1）及び報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）であります。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から委任をいただいている専決処分事項について専決処分を行ったことのご報告をさせていただくものであります。

その内容であります。衛生処理場職員が目安公民館前において資源物（ペットボトル）の収集に際し、民家宅軒先にごみ収集車を接触させ、瓦7枚と漆喰壁及び樋を破損させた事故に対し損害賠償を行ったものであります。

次に、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その2）及び報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）であります。

これにつきましても、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から委任をいただいている専決処分事項について専決処分を行ったことのご報告をさせていただくものであります。

その内容であります。役場東側進入路から来庁者の車両が進入しようとした際、当該車両前部の一部をバリカーに接触し、当該車両に損傷を与えた事故に対し損害賠償を行ったものであります。

次に、報告第15号 平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更（第2号）につ

いてであります。

斑鳩町から斑鳩町文化振興財団に委託しました斑鳩宮造営1400年記念事業の「法隆寺音楽会（おとらくえ）」、聖徳太子を語る、聖徳太子フォーラムの各事業におきまして、当初予定しておりました出演者及び構成等に一部変更が生じたことから、事業費の増額変更について報告を行うものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましてもよろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

長時間ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君）　　ここでお諮りいたします。本日提出されています日程6から日程28までの議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程20、諮問第4号、日程23、同意第17号、日程28、報告第15号を除く20議案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君）　　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程6、議案第30号　特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君）　　これをもって議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程7、議案第31号　斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君）　　これをもって議案第31号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第32号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（小野隆雄君） これをもって議案第32号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程9、議案第33号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（小野隆雄君） これをもって議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第33号は、厚生常任委員会に付託いたします。
続いて、日程10、議案第34号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（小野隆雄君） これをもって議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第34号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程11、議案第35号 斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。5番、松田議員。

- 5番（松田 正君） 質問というよりも、先ほど町長の提案説明の文章の中では、廃止の時期について、4月1日付というふうに書かれているんですけども、これは誤りと違うのかなというふうに思いますので、その点についての見解を聞かせてください。

- 議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

- 住民生活部長（中井克巳君） 町長のご説明にございましたように、平成14年の4月1日から町の訪問看護ステーションの廃止をしていきたい、このように考えております。

- 議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

- 5番（松田 正君） 通常、この条例案を見ますと、4月1日から施行するというようにしてあるわけでしょう。そうすると、廃止をするのは3月31日限りということになるんじゃないでしょうか。1日の違いが私は出てくると思うんです。だから、そういう意味からいきますと、むしろ町長の提案説明の方に4月1日付でと書いてあります。4月1日から廃止をするということになるんだらうというふうに私は思うんです。そうでないと1日の違いということが出てきますから、これは会計処理上の側からいってもいろいろ問題が出てくるんじゃないか、こういうふうに思うんですが、これは間違いでしょうか。

- 議長（小野隆雄君） 暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○議長（小野隆雄君） 再開します。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、松田議員の方からご指摘がありましたように、3月31日で廃止をさせていただきまして、翌月の4月1日からこの条例の施行をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

提出議案説明の中で、今ご指摘をいただいたような形で町長の方が申し上げておりましたけれども、そういう形でご訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） これについては、条例を廃止して、後は休日応急診療所ですか、そこを拠点にして7カ町村全体を見ると、こういう形ですね。そういたしますと、それについての形は、条例を町は廃止したわけでありますけれども、新たな条例をつくるとか、そういう必要はないのか、あるいは契約というような形でいくのか、その辺の後の措置についてどのような一体形態になるのかということをお伺いしたいと思います。

それからもう1つは、町の訪問看護ステーションの現在の内容が移行することによって劣ることはないのか、そういった体制についてはどういう展望といたしますか、状況になっておるのか、その辺の計画が明らかになっておれば説明を願いたいと。

いずれにいたしましても、ここを拠点にして行うということになりますと、7カ町村でありますから、非常に広域であります。そういたしますと、斑鳩町だけに今まで目配せができた体制が、7カ町村全体にわたって訪問看護の目配せをしなきゃいけない、こういう形になろうかと思うんですね。職員自体も、私はどういう構成になっておるのか知りませんが、今まで斑鳩町の当たっていた職員は全く行かないわけですね。人がかわるといいう形になろうかと思うんです。そういった引き継ぎの面でありますとか、全く人がかわるといいうことでの影響でありますとか、そういう点について果たして訪問看護のサービスの低下、そういうものが起こらないのかどうか、そういった点について説明を願えますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 委員会におきましても、今、野呂議員の方からご質問い

ただいておりますようなご指摘もいただき、一定のご答弁を申し上げたところでございますけれども、この廃止に伴って、利用者の方の不安を払拭するというのが一番重要ではないかと、このように考えております。このようなことから、町の訪問看護ステーションと、それから休日診療所の訪問看護ステーションの看護婦さんによりまして利用者の方々に赴きまして、こういう来年の早々から廃止に伴うご説明を申し上げて、利用者の方々の意向等もご確認をする中で、休日診療所の訪問看護ステーションのご利用とか、いろいろ他の施設のご利用等も希望を聞く中で、移行をさせていただくというように考えております。主治医の先生もおられますし、それからケアマネジャーもおられるということの中で、それらの方々もいろいろご相談を申し上げて、どの施設に移行をさせていただくかということを利用者の方々の意見もお聞きする中で検討をして、利用者の方々の不安のないような形で対応をしていきたいと、このようには考えております。

また、みむろの訪問看護ステーションにおきましては、町の訪問看護ステーションの廃止に伴いましての受け入れ体制というものにつきましては、スタッフ等の増員等もいろいろ検討をしております、それらに伴います休日診療所の訪問看護ステーションの受け入れ体制というのは十分に整えさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

利用者の方々もそういうことで、1年の契約ということもございましょうけれども、利用者の方々がそういう形で移行させていただくということになれば、みむろの休日の訪問看護ステーションをご利用いただくとなれば、そういう形で契約の変更という形で手続きをさせていただかなければならないというふうには思っております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 町の条例を廃止したと、そういたしますと、新たにみむろで見えたらうと、そのときには契約の変更というような形だけで形態としていいのか、そういったところの説明をもう少しわかりやすくご説明願いたいと思っております。

それから、あと残りの町の担当していた職員等は後どういう仕事に従事するのか、そういった面につきましてもご説明願えますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、2つ目の方からお答えをさせていただきますけれども、現在、町の訪問看護ステーションにおります職員が3名おります。その3名の職員が、今上程をさせていただいております条例の分につきましてはご承認をいただきますと、そ

ここでその職員について今現在の従事しております業務がなくなってしまうので、そのことから、現在保健センターで行っております保健事業等の関係の業務を充実をさせていただきまして、町民の方々の健康の向上ということで、そういうことを念頭に置きながら、保健事業の展開をさせていただくところへその職員等を充当をさせていただくというような考え方で今現在は考えているところでございます。

それと、契約の関係でございますけれども、町の条例を廃止をさせていただく中で、業者との関係につきましては、契約方法というのは新設する条例等の関係につきましては、設置をする必要はないと、このようには思っております。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第35号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、厚生常任委員会に付託いたします。

13時15分まで休憩いたします。

（午後0時03分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

喜多議員、少し体調不調のためおくれて入ってこられますので、よろしく申し上げます。

。続いて、日程12、議案第36号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第36号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次いで、日程13、議案第37号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）に

ついてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第38号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第39号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第39号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第40号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第40号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第41号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第41号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第42号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第42号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第43号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第43号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについ

てを議題とします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって諮問第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 現委員の山下勉氏の任期が、平成13年11月30日で満了となっていることから、その後任者の推薦について意見を求めるものでございます。

では、議案書を朗読いたします。

諮問第4号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成13年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町小吉田1丁目1番7号

氏 名 山 中 眞 悦

生年月日 昭和29年3月23日

なお、同氏の履歴につきましては、次のページに添付しておりますが、朗読は省略させていただきます。何とぞよろしく原案どおりご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小野隆雄君) お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって日程20、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程21、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑

鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって承認第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています承認第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22、認定第12号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって認定第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第12号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23、同意第17号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって同意第17号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 現委員の慧上幸男氏の任期が平成13年12月21日に満了することから、その後任者として引き続き同氏を任命することについて同意を求めるものでございます。

では、議案書を朗読させていただきます。

同意第17号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の
選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成13年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田3丁目3番1号

氏 名 奥 上 幸 男

生年月日 昭和4年7月17日

なお、同氏の履歴は、次のページに添付させていただいております。朗読は省略させていただきます。何とぞ原案どおりご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって日程23、同意第17号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたされました。

続いて、日程24、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その1）、日程25、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により決定された町長の専決処分の報告であります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その1）、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の2議案を一括議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって報告第11号、報告第12号に関する総括質疑を結びいたします。

ただいま議題となっております報告第11号、報告第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程26、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その2）、日程27、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の

2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により決定された町長専決処分の報告であります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について その2)、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)の2議案を一括議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって報告第13号、報告第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第13号、報告第14号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程28、報告第15号 平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更(第2号)についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第15号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事(野口英治君) それでは、報告第15号 平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更(第2号)につきましてご報告を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

報告第15号

平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更(第2号)について
標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成13年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、提出いたしております平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更及び収支補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

平成13年度事業計画の変更は、町から財団が受託しました受託事業の斑鳩宮造営1400年記念事業の事業収入及び事業費の増額変更であります。

まず、最初の事業の平成13年8月25日開催、「法隆寺音楽会（おとらくえ）」につきましては、事業費1,000万円に314万2,000円を増額し、事業費1,314万2,000円とし、事業収入200万円に160万円を増額、収入360万円とするものであります。この変更は、当初予定しておりました会場は法隆寺境内の中門東側鏡池の周辺で計画いたしておりましたが、法隆寺と協議の中、中門前で了解をいただき、入場者は約1,300人が可能となりましたことから、会場設営、音響、照明等に係ります事業費314万2,000円の増額変更と、入場券の販売収入160万円を増額変更するものであります。

次に、11月4日開催の「聖徳太子を語る」につきましては、事業費400万円に134万9,000円を減額、事業費265万1,000円とするものであります。この変更は、当初計画でNHKの大河ドラマ『聖徳太子』に出演された方々によりトークショーで計画いたしておりましたが、出演者等の日程等がつかず、出演者等々の変更によるものであります。

次に、展示スペースでのイベント開催につきましては、事業費50万円は全額減額、中止となりました。これは、NHKの大河ドラマ『聖徳太子』に出演された方々のドラマ人物相関関係及び衣装を展示する予定でありましたが、都合ができなくなり、中止に至り、全額減額するものであります。

次に、12月23日開催の「聖徳太子フォーラム」につきましては、事業費200万を220万7,000円を増額、事業費420万7,000円とするものであります。これは、斑鳩宮造営1400年記念事業の最終事業でもあるため、当初計画を見直しする中、出演者の変更によるものであります。

以上によりまして、総事業費1,650万円に350万円を増額、2,000万円に変更、収入見込額200万円に160万円を増額、360万円に変更するものであります。

これらの事業変更を次の収支補正予算書に記載いたしております。受託事業収入及び受託事業費につきましては、先ほどの説明にかえさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、受託事業以外の補正であります。補助金等収入、施設管理受託事業収入の補正予算額190万円の減額と支出の部4、施設管理運営費、光熱水費190万円の減額補正であります。この減額につきましては、年度末を見込み、減額補正するものであります。

これらの補正によりまして、収入支出予算額1億9,682万8,000円に補正予算額160万円を増額、予算額1億9,842万8,000円とするものであります。なお、本事業計画の変更につきましては、9月26日開催の理事会におきまして承認、提出されたものをご報告するものであります。

以上、簡単でございますが、平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更(第2号)につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(小野隆雄君) 以上で報告は終わりました。本件について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって質疑を終結いたします。

報告第15号 平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の変更(第2号)についてを終わります。

次に、日程29 特別委員会委員の欠員補充の選任について(その1)を議題といたします。

お諮りいたします。都市基盤整備特別委員会委員が欠員となりました。その補充委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

都市基盤整備特別委員会委員に喜多議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって都市基盤整備特別委員会委員に喜多議員が所属することに決定いたしました。

続いて、日程30、特別委員会の欠員補充の選任について(その2)を議題といたしま

す。

お諮りいたします。広報発行対策特別委員会の委員が欠員となりました。その補充委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

広報発行対策特別委員会委員に里川議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって広報発行対策特別委員会委員に里川議員が所属することに決定いたしました。

続きまして、日程31、議長報告を行います。

初めに、都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に中川議員、副委員長に萬里川議員であります。

次に、厚生常任委員会副委員長が欠けております。互選の結果、副委員長に里川議員であります。

以上とおりであります。皆さんにはよろしく願いをいたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明4日、5日は休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後1時37分 散会)